

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字末田 3 8 1 番地

氏 名 株式会社エコアドバンス

代表取締役 春山 充

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 5 年 10 月 16 日

許可の有効年月日 令和 10 年 10 月 15 日

1 事業の範囲

【中間処理】

- 破 砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、
ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 3 種類
- 混練・乾燥：汚泥（廃トナーに限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃プラスチック類（廃トナーに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 2 種類
- 圧 縮：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 2 種類

※ ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破碎施設	伊賀市三田字中川原 521-1	H20. 9. 9	ガラスくず等 8.0t/日(8h)	—	—
破碎施設	伊賀市三田字中川原 521-1,521-4	H29.1.16	廃プラスチック類 1.4t/日(8h) 金属くず 4.1t/日(8h) ガラスくず等 4.1t/日(8h)	—	—
混練・乾燥 施設	伊賀市三田字中川原 521-1,521-4	H21.12.25	廃プラスチック類 汚泥 1.6t/日(8h)	—	—
圧縮施設	伊賀市三田字中川原 521-1,521-4	H28.8.19	廃プラスチック類 7.2t/日(8h) 金属くず 23.04t/日(8h)	—	—

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 20 年 10 月 16 日 新規許可 平成 20 年 11 月 27 日 変更許可 平成 22 年 3 月 12 日 変更許可
平成 25 年 10 月 16 日 更新許可 平成 29 年 9 月 26 日 変更許可 平成 30 年 10 月 23 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有